

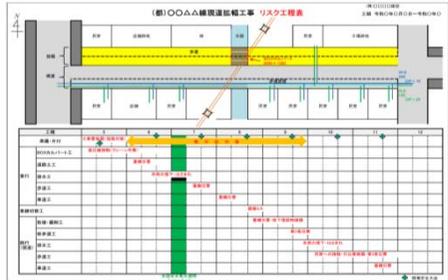
令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項以下	編章節条	項以下	
1	1	1	18	2		再生資源利用計画書等の作成	(1)受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式(以下、「再生資源利用【促進】計画書(実施書)」という。)については、「建設副産物情報交換システムの建設リサイクルデータ統合システム(CREDAS)に <input type="text" value="入力"/> 、「建設リサイクルガイドライン様式」と指定して印刷したものを使用すること。 (2)・・・略・・・ (3)受注者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることが明示されている場合は、施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時に速やかにデータの <input type="text" value="入力"/> 又は更新を行わなければならない。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 (4)受注者は、設計図書において建設副産物情報交換システムの登録対象工事であることが明示され、土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかにシステムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行わなければならない。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。									(1)受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用計画又は再生資源利用促進計画の作成が必要な工事の場合、それらの計画及び実施状況を記載する様式(以下、「再生資源利用【促進】計画書(実施書)」という。)については、「 <u>建設副産物情報交換システム(COBRIS)</u> 」(<u>財</u>) <u>日本建設情報総合センター(JACIC)</u>)にデータ登録すること。また、これにより難しい場合は監督職員との協議により、国土交通省指定のエクセル様式にデータ <input type="text" value="入力"/> を行うことで、建設副産物情報交換システム(COBRIS)登録に代えることができる。 (2)・・・略・・・ (3) <u>建設副産物(建設副産物情報交換システム)</u> 建設資材(土・碎石・As ₂ O ₃ 系材料・その他再生資材)を搬入または建設副産物を搬出する工事においては、建設副産物情報交換システムに登録するものとし、受注者は施工計画作成時、工事完成時及び登録情報の変更が生じた時は、速やかに当該システムのデータ <input type="text" value="入力"/> または更新を行うこと。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 (4) <u>建設副産物(建設発生土情報交換システム)</u> 建設発生土を搬入または搬出する工事においては、建設発生土情報交換システムに登録するものとし、受注者は工事の実施に当たって土量、土質、土工期等に変更があった場合、監督職員の確認を受け、速やかに当該システムのデータ更新を行い、その更新について監督職員に報告を行う。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」の運用等
1	1	1	18	2		混合廃棄物の現場分別等による減量化	—									4. 混合廃棄物の現場分別等による減量化 本工事に搬入した建設資材等が廃棄物となる場合は、その廃棄物の再使用・再生使用を図るために、現場において分別等を実施するなど混合廃棄物の減量化を図るものとする。また、混合廃棄物の減量化等を実施した内容について書面で監督職員に報告するものとする。 なお、現場における混合廃棄物の分別については「現場分別マニュアル(案)」(近畿地方整備局H22.3) www.kkr.mlit.go.jp/plan/fukusan/by_product/bunbetsu.pdf を参照されたい。	
1	1	1	23	3		—		1	1	1	23	3	デジタル工事写真の黒板情報電子化	デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。本工事でデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1.	特記仕様書記載例からの移行		

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)		条文
												<p>から4.の全てを実施することとする。</p> <p>1. 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。</p> <p>なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。</p> <p>2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入 受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準(令和2年4月)「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。</p> <p>3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い 本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(令和2年4月)及びデジタル写真管理情報基準(令和2年4月)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準(令和2年4月)「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準(令和2年4月)「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。</p> <p>4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。</p>	

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等																						
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項以下	編章節条	項以下	編	章	節	条	項	項以下												
1	1	1	26	1																			H30.8 安全管理の取組の開始											
					工事中の安全確保支障防止																		<p>(1)受注者は、施工に先立ち、危険性の事前評価(リスクアセスメント)を通じて、現場での各種作業における公衆災害の危険性を可能な限り特定し、当該リスクを低減するための措置を講じるものとし、施工計画書の作成にあたっては、計画工程表に「いつ、どこで、どんな事故リスクが発生するか」を盛り込み、「リスク工程表」としてとりまとめるものとする。また、当該「リスク工程表」は現場に掲示し、KY活動時等に作業関係者間で情報共有に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(図)「リスク工程表」作成例</p> 											
1	1	1	26	2	イメージアップ	<p>(1)受注者は、イメージアップの経費(率計上)が計上されている工事においては次表の中から項目を選択し実施しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(表)イメージアップ(率計上)分実施項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上)分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備および厚生施設の充実等、6. 1丁関連機器等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避難・防犯対策</td> </tr> <tr> <td>地域とのコミュニケーション</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)受注者は、イメージアップの実施にあたり具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に記載しなければならない。また、工事完了時には、実施したイメージアップの写真を監督職員に提出しなければならない。</p>	計上費目	実施する内容(率計上)分	仮設関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備および厚生施設の充実等、6. 1丁関連機器等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避難・防犯対策	地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献	1	1	1	26	2	現場環境改善費(旧イメージアップ経費)	<p>(1)受注者は、現場環境改善費(率計上)が計上されている工事においては、原則として次表の各計上費目毎に1内容ずつ(いずれか1費目は2内容)の合計5項目を実施しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(表)現場環境改善費(率計上)分実施項目</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容(率計上)分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善(仮設関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善(営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備および厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善(安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避難(熱中症予防)・防犯対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)受注者は、現場環境改善費の実施にあたり具体的な実施内容、実施期間について施工計画書に記載しなければならない。また、工事完了時には、実施した現場環境改善費の写真を監督職員に提出しなければならない。</p>	計上費目	実施する内容(率計上)分	現場環境改善(仮設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備および厚生施設の充実等	現場環境改善(安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避難(熱中症予防)・防犯対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献	積算基準等における語句等の変更
計上費目	実施する内容(率計上)分																																	
仮設関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																	
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備および厚生施設の充実等、6. 1丁関連機器等																																	
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避難・防犯対策																																	
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費等(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献																																	
計上費目	実施する内容(率計上)分																																	
現場環境改善(仮設関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																																	
現場環境改善(営繕関係)	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)、2. 労働者宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備および厚生施設の充実等																																	
現場環境改善(安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避難(熱中症予防)・防犯対策																																	
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学会(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献																																	

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等								
編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)		編	章	節	条	項	項以下 編章節条 (項目見出し)		
1	1	1	26	3														現場環境改善 (快適トイレ) の設置の試行	<p>3. 現場環境改善 (快適トイレ) の設置の試行</p> <p>1. 内容 現場環境改善費(率)が計上された工事を対象とする。受注者は、現場に以下の(1)~(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。(12)~(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める標準仕様】 (1)洋式便座 (2)水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む) (3)臭い逆流防止機能(フラッパー機能)(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること) (4)容易に開かない施錠機能(二重ロック等)(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの) (5)照明設備(電源がなくても良いもの) (6)衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上) 【快適トイレとして活用するために備える付属品】 (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 (8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等) (9)サンタリーボックス(女性専用トイレに限る) (10)鏡付きの洗面台 (11)便座除菌シート等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 (12)室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上) (13)擬音装置 (14)着替え台(フィッティングボード等) (15)フラッパー機能の多重化 (16)窓など室内温度の調整が可能な設備 (17)小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場)</p> <p>2. 設置に要する費用 設置に要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。</p> <p>3. その他 快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。</p>	快適トイレの設置の試行

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】							新【R2年4月版】							改訂理由等	
編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条(項目見出し)		条文
1	1	1	26	7										<p>高圧水による事故防止(ウォータージェット工法によるはつり(取壊し)作業)</p> <p>受注者はウォータージェット工法によるはつり(取壊し)作業を実施する場合、以下の事故防止対策を実施するものとする。</p> <p>①ハンドガンを操作する作業員が高圧水と接触することによる事故を防止するため、作業員と高圧水との接触事故防止対策及び高圧水に対応する防護具の装着を実施する。</p> <p>②ハンドガンについて、誤射対策としてトリガー部のガード取り付け及び2重化を施した安全な装置を使用するものとする。</p> <p>上記の事故防止対策については、施工計画書に具体的な対策を記載するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>	
1	1	1	26	8										<p>除草作業における安全確保</p> <p>1. 作業は小石やゴミ等が飛散しないように安全対策を図り施工すること。</p> <p>2. 施工計画書には以下を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業時における小石やゴミ等の飛散による事故防止対策 ・敷設ケーブル等の損傷事故防止対策 ・作業時における作業員およびその他工事関係者・第三者等に対する負傷事故防止対策 <p>3. 作業にあたっては、事前に作業箇所の確認を行い、以下の項目を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・刈り刃や草刈機本体との接触により損傷が予想される河川及び道路等の管理施設、占用物件等の位置を明示する。 <p>4. 受注者の責により占用物件及び管理施設等に損傷を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。</p> <p>5. ハンドガイド式草刈機(搭乗式)にて除草を行う際は、使用方法について十分な安全教育を実施するとともに、緊急停止スイッチを適切に使用すること。また、搭乗箇所から履帯付近への足の踏み外し防止対策を講ずること。</p>	
1	1	1	26	8										<p>地下埋設構造物の事故防止</p> <p>① 本工事区間に地下埋設構造物(ボックスカルバート等)がある場合、工事施工に際しては、監督職員と現地立会いのうえ、当該構造物の位置、高さ、構造物の状態等を確認し、損傷を与えないよう保安対策について十分打合せを行い、構造物本体及び一般車両等の第三者に支障を及ぼさないようにすること。</p> <p>なお、工法変更、又は保安対策等が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。</p> <p>② 受注者の責により、当該構造物に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員、施設管理者に報告するとともに、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。</p>	

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条	項以下	編章節条	項以下	
1	1	1	26	10								工事事務報告				受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、原則として下記URLにアクセスし事故報告様式に入力し、監督職員が指示する期日までにホームページ上で発注者に提出しなければならない。 ホームページアドレス： https://sas.hrr.mlit.go.jp/ （建設工事事故データベースシステム）	
1	1	1	30	1		環境配慮指針(案)の遵守										(廃止)	
1	1	1	30	4		舗装版等のカッター切断に伴う排水の処理						舗装の切断作業に伴う排水の処理				舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 「適切に処理」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者(受注者)が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者(受注者)は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報(成分や性状等)を把握し処理業者に提供することが必要である。	
1	1	1	42	2								下請契約の締結前における「下請負人(再委託)予定通知書」の提出について				受注者は、下請契約(第二次以下の下請契約を含む)又は再委託契約を締結する1週間前までに「下請負人(再委託)予定通知書」に必要事項を記入のうえ、電子データで監督職員に提出するものとする。発注者は、受注者から提出された「下請負人(再委託)予定通知書」に暴力団員及び暴力団密接関係者が含まれていないことを、下請契約の締結前に確認するものとする。「下請負人(再委託)予定通知書」は以下よりダウンロードすること。 http://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/bouryokukyoryokubun.html なお、受注者が入札参加除外措置を受けた者を下請負人としていた場合は、当該契約の解除を求めることができる。	H31.4 大阪府発注の公共工事等からの暴力団排除の取組強化について
1	1	1	44	3		現場代理人の取扱い(他の工事との兼任)										(1)受注者は、近接工事として間接費が調整された工事間においては、現場代理人を兼任させることができる。	表現の明確化

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	条文
3	3	1	1	7								微破壊・非破壊試験によるコンクリートの強度測定	<p>新設のコンクリート構造物のうち、橋長30m以上の橋梁上部工事及び橋梁下部工事については、微破壊・非破壊試験を用いて、コンクリート構造物の強度が適正に確保されていることを確認することで品質管理を行うものとし、受注者は、次の各号の規定に基づき微破壊・非破壊試験を実施するものとする。なお、試験に要する費用は、共通仮設費率内(技術管理費)に含まれる。</p> <p>(1)受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」(以下、「要領」という。)に基づき実施するものとする。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については測定結果報告書(「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照)を作成し提出するものとする。なお、要領については、土木請負工事必携を参照するものとする。</p> <p>(2)受注者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員からの請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>(3)受注者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上監督職員が立会するとともに、監督職員が選定する任意の位置(1箇所以上)で非破壊試験を実施し測定結果報告書を提出するものとする。</p> <p>(4)これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	適用範囲の明確化
3	3	1	1	8								非破壊試験よる配筋状態及びかぶり測定	<p>新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事、橋梁下部工事及び重要構造物である内空断面積25m²以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)においては、非破壊試験を用いてコンクリート構造物中の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認することで品質管理を行うものとし、受注者は、次の各号の規定に基づき非破壊試験を実施するものとする。なお、試験に要する費用は、共通仮設費率内(技術管理費)に含まれる。</p> <p>(1)受注者は、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」(以下、「要領」という。)に基づき日常の施工管理を実施するものとする。また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については測定結果報告書(「要領3.4 測定に関する資料の提出等」参照)を作成し提出するものとする。なお、要領については、土木請負工事必携を参照するものとする。</p> <p>(2)受注者は、本測定の実施に関する資料を整備、保管し、監督職員からの請求があった場合は遅滞なく提示するとともに検査時に提出しなければならない。</p> <p>(3)受注者が行う非破壊試験に対し、1工事につき1回以上監督職員が立会するとともに、監督職員が選定する任意の位置(1箇所以上)で非破壊試験を実施し測定結果報告書を提出するものとする。</p> <p>(4)これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	適用範囲の明確化

令和2年4月版 土木工事共通仕様書附則 新旧対照表

旧【H31年4月版】						新【R2年4月版】						改訂理由等		
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編章節条 (項目見出し)	条文
3	3	3	3	1								コンクリートの水・セメント比	本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55% 以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。ただし、水セメント比 の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。	工事書類の簡素化
												コンクリートの水・セメント比	本工事に使用するコンクリートの水・セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55% 以下、無筋コンクリートについては 60%以下とするものとする。ただし、水セメント比 の上限値の変更に伴い呼び強度を変更する場合は、設計変更の対象としないものとする。 また、配合上の理由により呼び強度のみをランクアップする場合には、材料規格の変更に関し、打合せ簿による監督職員の承諾は不要とする。	